

共同設置する内部組織の事務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、「岸和田市泉大津市貝塚市和泉市高石市忠岡町における広域事業者指導課共同設置に関する規約」(以下「規約」という。)第11条の規定に基づき、共同設置する広域事業者指導課で処理する事務(以下「広域事務」という。)、関係市町の負担金の額その他広域事業者指導課に係る事務について関係市町の長が協議により決定する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する用語は、特に規定するもののほか、規約において使用する用語の例による。

(処理する事務等)

第3条 広域事務は、別表のとおりとする。

(職員の定数)

第4条 広域事業者指導課に選任する職員の数は、17人とし、関係市町から選任する職員の数は、次のとおりとする。ただし、平成24年7月末日までの間については、括弧内の職員の数とする。

- (1) 岸和田市 6人(4人)
- (2) 泉大津市 2人(1人)
- (3) 貝塚市 3人(2人)
- (4) 和泉市 4人(2人)
- (5) 高石市 1人(1人)
- (6) 忠岡町 1人(1人)

2 前項に定める職員のほか、必要がある場合には、関係市町の長の協議により、嘱託職員を置くことができる。

(会計監査員)

第5条 前条に定めるもののほか、社会福祉法人の会計及び財産の状況の検査について、より専門的な見地から実施するため、非常勤の特別職の職員として会計監査員を置くことができる。

(関係市町の負担金の額)

第6条 幹事市を除く関係市町(以下「他市町」という。)が幹事市に交付する負担金の額は、次の各号に定める額の合計額(ただし、合計額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額)とする。

- (1) 他市町がそれぞれ収入する大阪府からの移譲事務交付金(全ての関係市町が権限移譲を受けている事務に対する移譲事務交付金のうち、経常的経費に係る交付金に限る

ものとし、権限移譲推進特別交付金は除く。ただし、平成24年度においては初期的経費を含む。次号において同じ。)の額

(2) 広域事務に要する全ての経費から、大阪府からの移譲事務交付金の額の合計額を控除した額(以下「基準額」という。)の100分の50に前年度の10月1日における関係市町の人口(住民基本台帳に記録されている者)を関係市町の人口の総数で除して得た割合を乗じて得た額

(3) 基準額の100分の5を関係市町の数で除して得た額

(4) 基準額の100分の45に前年度の補正移譲事務交付金(移譲事務交付金の算出に当たり人件費単価を幹事市単価にて統一し、補正して算出したもの。)の額を関係市町の補正移譲事務交付金の総額で除して得た割合を乗じて得た額

(予算及び負担金の支払い)

第7条 他市町の負担金に係る予算関連事務及び交付事務については、他市町において関連する事務を所管する部で行うものとする。

(職員に適用される基準)

第8条 規約第10条に規定する広域事業者指導課の職員の身分の取扱いについて、次に掲げる事項については、幹事市の関係規定を適用する。

(1) 給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費

(2) 勤務時間及びその他の勤務条件

(3) 分限及び懲戒

(4) 服務

(5) 福利厚生

2 広域事業者指導課の職員に係る前項各号に掲げる事項の事務については、幹事市が行う。

(文書の取扱い)

第9条 広域事務に係る文書の取扱いについては、関係市町の定めるところによる。

2 広域事業者指導課の事務に係る物品の取扱いについては、前項の規定を準用する。

(公印の取扱い)

第10条 広域事務に係る公印の取扱いについては、関係市町の定めるところによる。

(議会对応)

第11条 他市町の議会への対応については、他市町において関連する事務を所管する部で行うものとする。

(監査)

第12条 広域事務の管理及び執行に係る通常の監査は、幹事市の監査委員が毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、幹事市の監査委員は、監査の結果に関する報告を他市町の長に提出し、かつ、これを公表しなけ

ればならない。

(運営会議)

第13条 広域事務の管理及び執行について協議するため、関係市町の長は、必要に応じて運営会議を開くものとする。

(協定の見直し)

第14条 この協定書に定める事項のうち、職員の定数及び関係市町の負担金の額については、効率性の向上及び関係市町の受益と負担の均衡を図るため、3年を目途に検討し、必要に応じて事務処理の実態に即した見直しを行うものとする。

(補則)

第15条 この協定書に定めるもののほか、広域事務及び広域事業者指導課に係る事務に関し必要な事項は、別に協議をするものとする。

(協定の効力)

第16条 この協定は、平成24年4月1日から効力を発生するものとする。ただし、別表2から10までの事務については、平成24年10月1日から処理することとする。

附 則 (平成24年9月20日改正)

この協定は、平成24年9月20日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日改正)

この協定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日改正)

1 この協定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第6条第2号中「100分の50」とあるのは、平成28年度は100分の80、平成29年度は100分の65とし、同条第4号中「100分の45」とあるのは、平成28年度は100分の15、平成29年度は100分の30とする。

附 則 (平成29年3月30日改正)

この協定は、平成29年4月1日から施行する。

別表

処理する事務		
番号	分野	内容
1	高齢福祉	指定地域密着型介護サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等
2	児童福祉	児童福祉施設設置（保育所、児童館）に係る認可等
3	児童福祉	児童福祉施設設置（助産施設及び母子生活支援施設）に係る認可等
4	児童福祉	認可外保育施設からの届出の受理等の事務
5	障がい福祉	指定障がい福祉サービス事業者の指定等
6	高齢福祉	指定居宅サービス事業者の指定等
7	高齢福祉	特別養護老人ホーム（定員29人以下の施設）の設置の認可
8	高齢福祉	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等
9	高齢福祉	有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等
10	福祉	社会福祉法人の設立認可等
11	児童福祉	家庭的保育事業等の認可等